

## 訂正とお詫び

【INPUT講座】のご受講をありがとうございます。

さて、テキスト（INPUT編）の記述につき、下記の箇所において誤りが判明いたしました。誠に申し訳ございません。

お手数とご迷惑をお掛けいたしますが、お手元のテキストを訂正していただきますようお願いいたします。

### 【不登法Ⅳ】

頁数	場所	誤	正
183	【不動産登記規則72条2項の本人確認書類】	法改正により、次ページのとおり修正	

上記の変更に伴い、下記の講義動画を差し換えております。

- ・ 第11編 第1章 25 添付情報 5(5)②

【不動産登記規則 72 条 2 項の本人確認書類】

1 号書類、2 号書類及び有効期間（有効期限）のある 3 号書類については、資格者代理人が提示を受ける日において、有効なものに限る（規72Ⅱただし書）

< 1 号書類（顔写真付き公的証明書類） >

⇒ 1 つ以上の提示で足りる

① 運転免許証（道路交通法 92 I）・ <u>運転経歴証明書（道路交通法 105 の 2 I）</u> 運転経歴証明書：運転免許証を自主返納した日、又は運転免許が失効した日から遡って5年間の運転に関する経歴を証明するもの
② 個人番号カード
③ 在留カード・特別永住者証明書
④ 旅券・乗員手帳（出入国管理及び難民認定法 2⑤⑥、ただし、氏名・生年月日の記載があるものに限る）

< 2 号書類（顔写真のない公的証明書類） >

⇒ 2 つ以上の提示が必要

① 国民健康保険、健康保険、船員保険、後期高齢者医療、国家公務員共済組合、地方公務員共済組合若しくは私立学校教職員共済制度の <u>資格確認書（書面</u> によって作成されたものに限る。）（注1）
② 介護保険の被保険者証
③ 健康保険日雇特例被保険者手帳
④ 基礎年金番号通知書
⑤ 児童扶養手当証書、母子健康手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、療育手帳又は戦傷病者手帳（氏名、住所及び生年月日の記載があるもの）（注2）

（注1）健康保険証等は、令和6年12月2日に廃止され、これに伴い資格確認書が追加された。

（注2）特別児童扶養手当証書は、令和6年7月1日廃止された。

< 3 号書類 >

2 号書類のうちいずれか 1 つ以上 + 官公庁から発行され、又は発給された書類その他これに準ずるものであって、当該申請人の氏名、住所及び生年月日の記載があるものうちいずれか 1 つ以上

（注）官公庁から発行・発給された書類に準ずるもの

ex. 私立学校の学生証（顔写真付き）

ex. 社員証（顔写真付き）